

令和2年度 かほく市総合教育会議 次第

日時 令和2年12月16日(水)午後1時30分より
場所 かほく市役所 304会議室

1. 開 会

2. あいさつ

かほく市長 油野 和 一 郎

3. 協議・調整事項

1) 少人数による学級編制について・・・・・・・・・・資料1

2) 民法改正に伴う令和4年度以降の成人式対象年齢について・・・・・・・・資料2

3) その他

4. 閉 会

かほく市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かほく市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和30年法律162号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知及び告示)

第2条 市長は、会議の日時、開催場所及び付議すべき議事を開催日の7日前までに告示し、教育委員会(以下「構成員」という。)に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催前までに市長に届けなければならない。

(議長)

第3条 会議の議長は、教育長をもって充てる。

(議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、会議の終了後、教育委員会の事務局員をして遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職・氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

3 議事録は、市長及び教育委員1名の署名をもって確定するものとする。

(庶務)

第5条 会議の事務局は、教育部学校教育課が行う。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長と教育委員会が協議し、別に定める。

附則

この告示は、平成27年7月30日から施行する。

少人数による学級編制について

【政府の動き】

現在、文部科学省において、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、子供たちの学びを保障するとともに、「GIGA スクール構想」のもと1人1台端末の下での効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、令和3年度の予算編成過程において検討するとしている。

このような政府の動きに対し、総合教育会議において、市としての課題や方向性について協議し、情報共有を図ることを目的とする。

1. 児童生徒数の推計（住民基本台帳より算出）・・・・・・・・・・ 別紙 1

市の定住促進施策等によって、外日角小学校、宇ノ気小学校が増加傾向にあり、特に外日角小学校の増加が急激となっており、普通教室の不足が見込まれる。

外日角小学校...令和8年度までに約160人増（R2：372人）

宇ノ気小学校...令和8年度までに約40人増（R2：636人）

七塚小学校.....令和8年度までに約15人増（R2：259人）

（令和8年度は、現在の0歳児が小学校新1年生となる。）

大海小学校、金津小学校校下は減少が続いており、令和4年度には金津小学校、令和6年度には大海小学校において複式学級が編制される見込みとなる。

高松小学校.....令和3年度は増加するが、令和8年度までに約60人減（R2：403人）

大海小学校.....令和8年度までに約40人減（R2：99人）

金津小学校.....令和8年度までに約20人減（R2：65人）

（令和8年度は、現在の0歳児が小学校新1年生となる。）

2. 少人数化による学級数（普通教室）推計・・・・・・・・・・ 別紙 2

小学校では、現行の35人学級であっても外日角小学校では令和5年度から普通教室の不足が見込まれ、宇ノ気小学校では35人学級で普通教室の不足はないが、30人学級で試算すると令和5年度から不足する。

外日角小学校...現在、15教室まで可能

（令和8年度において35人学級：18教室 30人学級：21教室）

宇ノ気小学校...現在、24教室まで可能

（令和8年度において30人学級：26教室）

中学校では、現在の40人学級から30人学級となった場合、現在より3～4教室の増加が見込まれるが空き教室等で対応は可能である。

3. 通学区域について

かほく市立学校の通学区域

入学すべき学校		通学区域
小学校	中学校	
高松小学校	高松中学校	高松（一部を除く。）内高松、中沼の一部、長柄町の一部、学園台
大海小学校		箕打、元女、黒川、野寺、八野、瀬戸町、夏栗、中沼（一部を除く。）二ツ屋、若緑、長柄町（一部を除く。）高松の一部
七塚小学校	河北台中学校	木津、松浜、遠塚
外日角小学校		浜北、秋浜、外日角、白尾
宇ノ気小学校	宇ノ気中学校	森、狩鹿野、指江、多田、気屋、上山田、下山田、鉢伏、宇気、七窪、宇野気、内日角、大崎
金津小学校		横山、谷、笠島、上田名、余地

（指定校の変更制度）

- 1 市内で現に在籍している学校以外の通学区域に転居するとき。
- 2 指定校を変更した兄弟の在籍する学校へ就学するとき。
- 3 通学区域の境界付近に居住し、隣接する通学区域の学校へ通学することに客観的合理性があるとき。
（隣接する通学区域の学校への通学距離が指定校への通学距離の概ね1/2以下）
- 4 住居の新築などにより一時的に住所を移動するとき。
- 5 両親共働きなどにより、児童の預かり先の所在地の存する通学区域の学校を希望するとき。
- 6 自営業者などにより店舗などの所在地の存する通学区域の学校を希望するとき。
- 7 指定校に希望部活動がない事由により、校区外の学校を希望するとき。

4. 児童生徒数の推計及び少人数による学級編制による課題と方向性について

(児童生徒数の推計による課題)

- ・外日角小学校において、普通教室が大幅に不足。宇ノ気小学校においては、30人学級の場合、普通教室が不足する。
- ・大海小学校・金津小学校において、複式学級の編制となってしまう。

【上記の課題の対応の選択肢】

		特別教室等の転用	校舎の増築	通学区域の見直し
概要		既存の学校施設内の多目的室等を普通教室に転用する。	既存の学校敷地内に、普通教室等の校舎を増築する。	各地域の居住人口を元に、小学校の通学区域を見直す。
対応策の比較	児童生徒保護者の負担	○	○	×
	市の財政負担 (概算費用)	○ (1教室あたり 200～800万円)	×	(-)
	その他の特徴	直近の情報を元にした柔軟な(細かな)対応ができる。 × 大幅な児童・生徒数の増加には対応できない。 × 小規模校の複式学級の解消を図ることができない。	相当数の児童・生徒数の増加にも対応できる。 × 校庭が狭くなる。 × 小規模校の複式学級の解消を図ることができない。	相当数の児童・生徒数の増加にも対応できる。 ○ 小規模校の複式学級の解消を図ることができる。 × 学校と地域の関係を損なう恐れがある。

(参考) 金沢市教育委員会

【小規模特認校制度】

自然環境に恵まれた学校を小規模特認校として、教育委員会が認定し、児童生徒が本来の通学区域関わらず自由に入学・転学できる制度
(湯涌小・芝原中・内川小・内川中・医王山小・医王山中)

【通学区域を変更した時の移行期間：指定校変更制度】

- ・通学区域の変更()があった場合で、従前の学校を希望するとき()平成28年4月に通学区域を変更した校区で6年間の時限措置

(教職員(県費負担・市費負担)等の配置について)

今後、30人以下学級が実現され、県費負担教職員が、配置されることとなった場合、現在、市費で配置している教員以外の職員についても、教職員の多忙化の状況や必要性等の検討していく必要がある。

英語アシスタント(小学校) 授業時数の増
外国語指導助手(ALT) 授業時数の増 など

かほく市立小中学校の児童・生徒数推計

別紙1

R2.11.19現在

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校名・学年							
高松小	1年生	60	57	57	53	68	46
	2年生	74	60	57	57	53	68
	3年生	76	74	60	57	57	53
	4年生	75	76	74	60	57	57
	5年生	67	75	76	74	60	57
	6年生	69	67	75	76	74	60
	合計	421	409	399	377	369	341
大海小	1年生	15	10	5	9	8	7
	2年生	11	15	10	5	9	8
	3年生	19	11	15	10	5	9
	4年生	17	19	11	15	10	5
	5年生	19	17	19	11	15	10
	6年生	20	19	17	19	11	15
	合計	101	91	77	69	58	54
七塚小	1年生	52	39	51	42	46	44
	2年生	42	52	39	51	42	46
	3年生	46	42	52	39	51	42
	4年生	44	46	42	52	39	51
	5年生	41	44	46	42	52	39
	6年生	42	41	44	46	42	52
	合計	267	264	274	272	272	274
外日角小	1年生	77	96	76	99	90	101
	2年生	62	77	96	76	99	90
	3年生	78	62	77	96	76	99
	4年生	70	78	62	77	96	76
	5年生	51	70	78	62	77	96
	6年生	57	51	70	78	62	77
	合計	395	434	459	488	500	539
宇ノ氣小	1年生	114	109	122	109	124	96
	2年生	109	114	109	122	109	124
	3年生	105	109	114	109	122	109
	4年生	111	105	109	114	109	122
	5年生	98	111	105	109	114	109
	6年生	102	98	111	105	109	114
	合計	639	646	670	668	687	674
金津小	1年生	7	5	6	6	8	12
	2年生	9	7	5	6	6	8
	3年生	11	9	7	5	6	6
	4年生	12	11	9	7	5	6
	5年生	11	12	11	9	7	5
	6年生	10	11	12	11	9	7
	合計	60	55	50	44	41	44
高松中	1年生	56	89	86	92	95	85
	2年生	86	56	89	86	92	95
	3年生	84	86	56	89	86	92
	合計	226	231	231	267	273	272
河北台中	1年生	98	99	92	114	124	104
	2年生	122	98	99	92	114	124
	3年生	99	122	98	99	92	114
	合計	319	319	289	305	330	342
宇ノ氣中	1年生	124	112	109	123	116	118
	2年生	102	124	112	109	123	116
	3年生	140	102	124	112	109	123
	合計	366	338	345	344	348	357

※上記の人数は、住民基本台帳により算出しており、指定校変更等については考慮していない。

少人数化による学級数推計(小学校)

年度 学校・学年		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		35人 学級	30人 学級	35人 学級	30人 学級	35人 学級	30人 学級	35人 学級	30人 学級	35人 学級	30人 学級	35人 学級	30人 学級
高松小	1年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
	2年生	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	3年生	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
	4年生	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	5年生	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
	6年生	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	合計	15	17	15	16	15	15	14	14	13	14	12	13
大海小	1年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
七塚小	1年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	3年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	4年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	5年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	6年生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
外日角小	1年生	3	3	3	4	3	3	3	4	3	3	3	4
	2年生	2	3	3	3	3	4	3	3	3	4	3	3
	3年生	3	3	2	3	3	3	3	4	3	3	3	4
	4年生	2	3	3	3	2	3	3	3	3	4	3	3
	5年生	2	2	2	3	3	3	2	3	3	3	3	4
	6年生	2	2	2	2	2	3	3	3	2	3	3	3
	合計	14	16	15	18	16	19	17	20	17	20	18	21
宇ノ気小	1年生	4	4	4	4	4	5	4	4	4	5	3	4
	2年生	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	5
	3年生	3	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4
	4年生	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	5
	5年生	3	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4
	6年生	3	4	3	4	4	4	3	4	4	4	4	4
	合計	21	24	22	24	23	25	23	25	24	26	23	26
金津小	1年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4

少人数化による学級数推計(中学校)

学校・学年		令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度					
		40人学級	35人学級	30人学級	40人学級	35人学級	30人学級	40人学級	35人学級	30人学級	40人学級	35人学級	30人学級	40人学級	35人学級	30人学級			
高松中	1年生	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	4	3	3	3	
	2年生	3	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	4	
	3年生	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	
	合計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	9	10	9	9	11	9	9	11
河北台中	1年生	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	4	4	4	4	5	3	3	4
	2年生	4	4	5	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	4	4	4	4	5
	3年生	3	3	4	4	4	5	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	4	4
	合計	10	10	13	10	10	13	9	9	12	9	10	12	10	11	13	10	11	13
宇ノ気中	1年生	4	4	5	3	4	4	3	4	4	4	4	5	3	4	4	3	4	4
	2年生	3	3	4	4	4	5	3	4	4	3	4	4	4	4	5	3	4	4
	3年生	4	4	5	3	3	4	4	4	5	3	4	4	3	4	4	4	4	5
	合計	11	11	14	10	11	13	10	12	13	10	12	13	10	12	13	10	12	13

民法改正に伴う令和 4 年度以降の成人式対象年齢について

令和 4 年 4 月 1 日より、民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行される。

女性の婚姻年齢も 18 歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢も統一することとしている。

【18 歳成年対象者の社会的状況】

大半の 18 歳の対象者は高校 3 年生

大学受験や就職準備の年
本人及び家族の、精神的、金銭的負担が大きい
上記状況から、式典開催の場合、参加者の減少が懸念される
式典運営形態となる、新成人の企画運営が経験不足等から困難が予想される

20 歳成年との相違

○飲酒・喫煙等は 20 歳になるまで認められない

【令和 4 年度からの対応方針（案）】

従来の 20 歳を対象とする「成人式」について、令和 4 年度からは、次のとおりとする。

1. 対象者を従来どおり 20 歳とする
2. 名称を「**仮称：20 歳を祝う会**」などに変更

成人式の実施に法的根拠は無いが、開催趣旨である「おとなとしての自覚」を促すとともに、地域全体で「祝い励ます」という点から、20 歳は大学 2 年・就職 2 年目と比較的落ち着いた生活状態であり、旧友との再会や地域とのつながりを再認識する場とし、郷土への愛着を深めてもらう機会として受け入れていただきやすい年齢であるため。